

デジタル・ネット時代における知財制度 の在り方について

平成20年12月

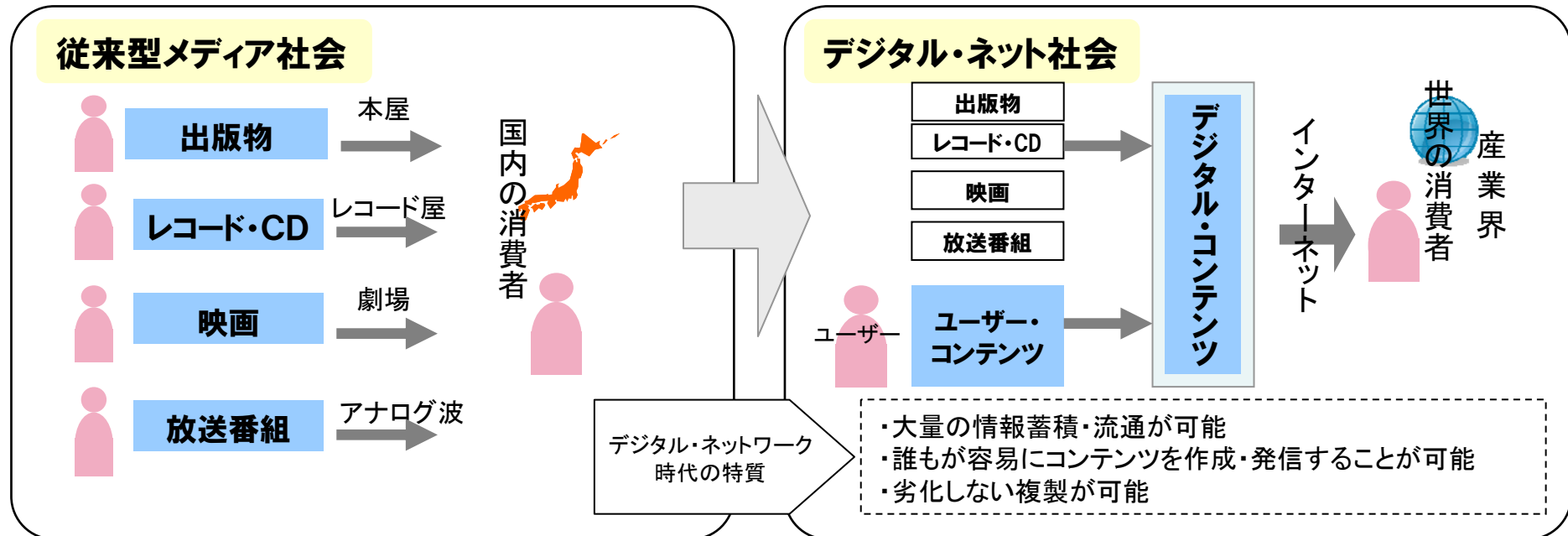
知的財産戦略本部

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会

デジタル・ネット時代に対応した知財制度の構築

世界最高水準の情報通信環境をいかし、新たなネットビジネスの発展や技術開発を促すとともに、クリエイターの創作インセンティブを高める知財制度を構築する。

情報環境の変革



(検討事項)

① コンテンツの流通促進方策

ネット上のコンテンツ流通促進のため、ネット利用に伴う権利処理コストの低減方策について検討

② 権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入

技術の進歩や新たなビジネスモデルの出現に柔軟に対応できる法制度とするため、日本版フェアユース(権利制限の一般規定)の導入について検討

③ ネット上に流通する違法コンテンツ対策の強化

コンテンツ産業に深刻な被害をもたらすネット上に蔓延する違法コンテンツ対策について検討

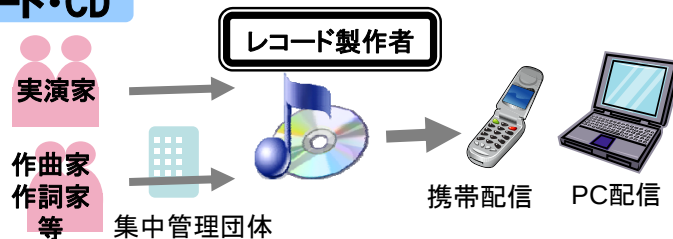
I. コンテンツの流通促進方策

問題の所在

ネット上のコンテンツ・ビジネスについては、音楽など一部のものについては流通が進んでいるものの、特に放送・映画等の動画コンテンツの流通は十分に進んでいない。流通が進まない原因の一つとして挙げられているコンテンツの権利処理コストを低減するための新たな方策を講じるべきではないか。

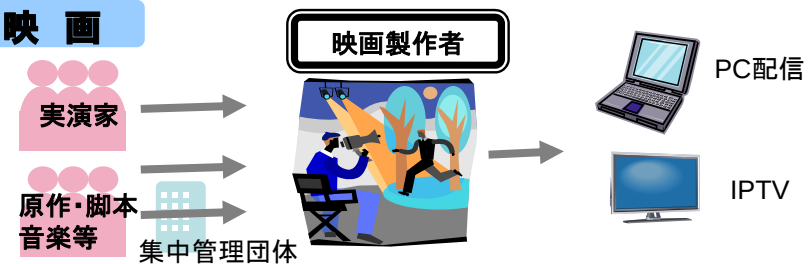
各分野のネット配信に係る権利処理の状況

レコード・CD



レコード製作者に権利が集約化されており、権利処理については大きな問題がない

映画



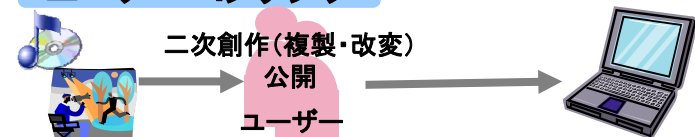
映画製作者に権利がほぼ集約化されており、権利処理については概ね問題ない

放送番組



製作段階においてその後の利用を含めた契約がほとんど行われてきておらず、また、放送事業者に権利が集約されていないため、契約ルールが成立していない分野や団体に属していない権利者との間で権利処理が滞っている。

ユーザー・コンテンツ



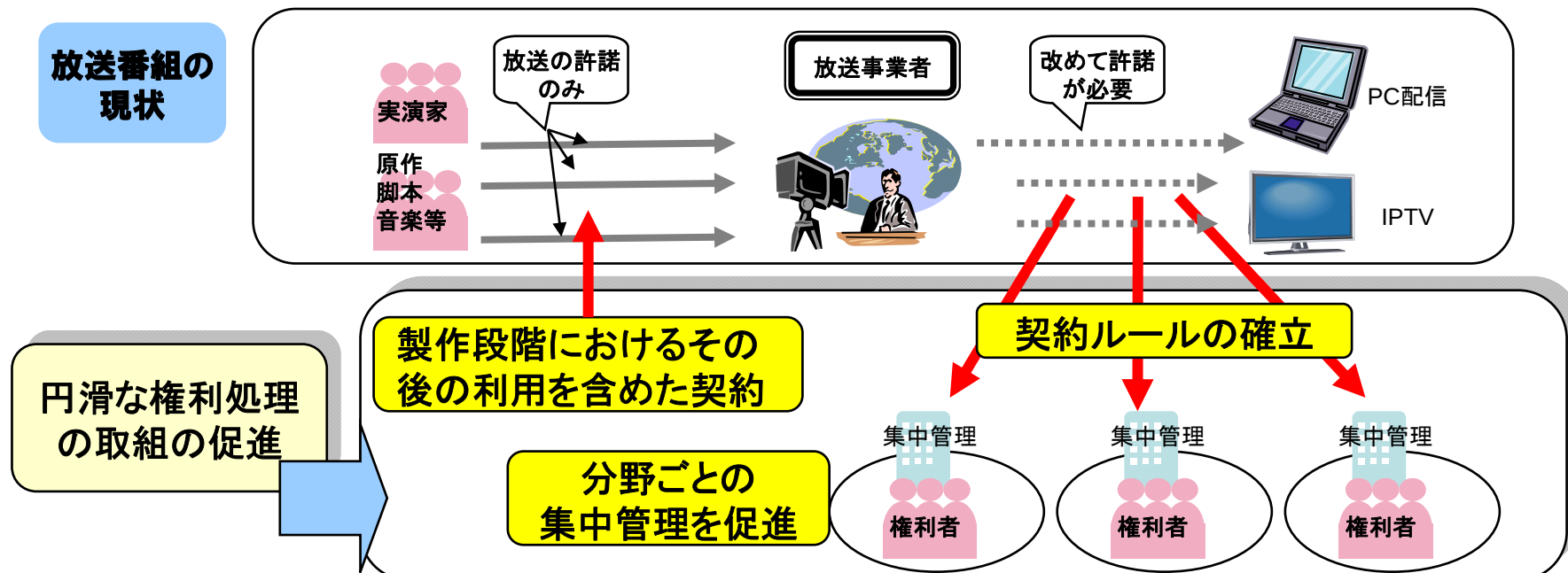
ユーザーが創作するコンテンツについては、音楽の集中管理団体があらかじめサイト運営者と包括的に契約を締結したり、映像コンテンツにおいても、二次利用可能なコンテンツを積極的に提供したりするなどの取組も進められており、ユーザー・コンテンツについて権利者からの許諾が得られやすい環境を整備する取組が一層進展することが期待される

検討結果

- 契約慣行が浸透していない放送番組を中心に、契約が円滑に行われるような取組の促進を図るべきである。
 - 契約による権利処理を一層促進するための取組を早急に進める。
 - － 集中管理が進んでいない分野において権利者団体等が主導して権利の集中管理を進める。
 - － ネット上の利用に関する契約ルールが確立されていない分野においては、関係省庁の支援の下、コンテンツの特性に応じた標準的な許諾条件を契約ルールとして定める。
 - 放送事業者に対しては、製作段階においてその後の利用を含めた契約を行うよう努力を促す。
- 契約促進の取組による権利処理の進捗状況等を踏まえ、多角的観点から適宜法的対応の検討を進めることが必要である。

ヒアリングで出された法的対応案

- ・ コンテンツホルダーの権利情報の整備
- ・ 所在不明者の権利者への対応
- ・ 少数反対者への対応
- ・ ネット上のコンテンツ流通に係る権利の集約化



Ⅱ 権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入

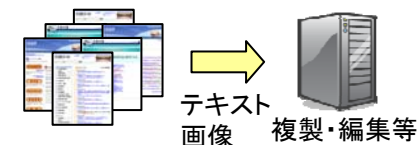
問題の所在

- 近年のデジタル技術や情報通信技術の発展を背景に、従来想定されなかったコンテンツの利用形態が出現しているが、現行の著作権法は、個別具体の事例に沿って権利制限の規定を定めているため、これら規定に該当しない行為については、たとえ権利者の利益を不当に害しないものであっても形式的には違法となってしまう。
- このため、技術の進歩や新たなビジネスモデルの出現に柔軟に対応できる法制度とすべきではないか。

近年の技術革新のスピードや変化の速い社会状況を考えれば、個別の限定列举方式のみでは適切に実態を反映することは難しく、著作権法に定める枠組みが社会の著作物の利用実態やニーズと離れたものとなってしまう

個別の制限規定が想定していない新規分野への技術開発や事業活動に対して萎縮効果を及ぼしている

(例) ネット検索エンジンサービスに伴う複製等



注) ネット検索エンジンサービスについては、知的財産推進計画2008にて法的措置を講ずることを決定した。

ユーザーが撮影して公開した写真・動画の背景に著作物が写り込んでいた場合などは形式的には違法となる



検討結果

権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入について

個別の限定列举方式による権利制限規定に加え、権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)を導入することが適当である。

ただし、一般規定の導入に当たっては、

- i) 日本人の法意識等に照らしリスクを内包した制度はあまり活用されないのではないか、
- ii) 様々な要素により社会全体のシステムが構成されており、経済的効果について過大な期待をかけるべきではないのではないか、
- iii) 一般規定の導入によりこれまで裁判例によって違法であるとされてきた行為が当然にすべて適法になるとの誤解等に基づいて違法行為が増加することが懸念され、訴訟コストの増加も含め権利者の負担が増加するのではないか、
- iv) 法体系全体との関係や諸外国の法制との間でバランスを欠くことはないか、

という点を踏まえつつ、実際の規定振りを検討する必要がある。

個別規定と一般規定の関係

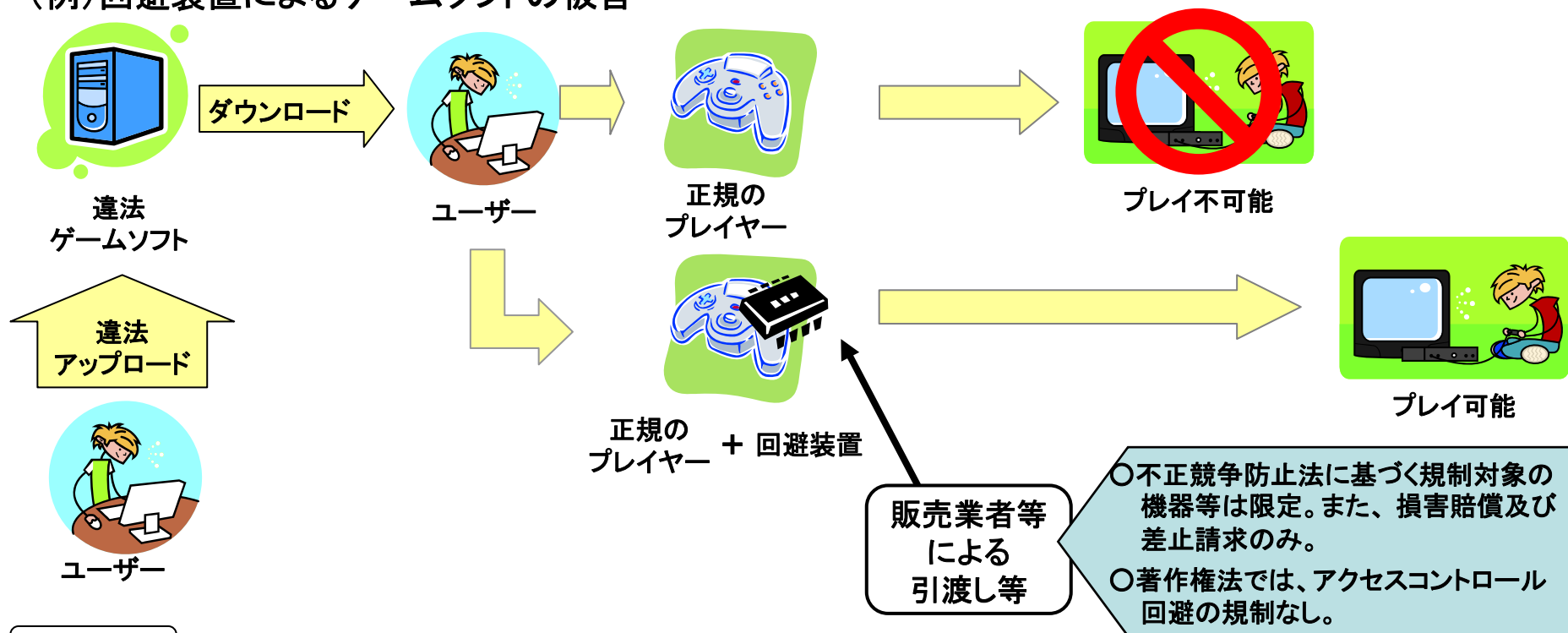
利用者側の予見可能性や適正・迅速な裁判の確立という観点からすれば、権利制限の一般規定が定められた後も、適法と取り扱うのが望ましい行為については、必要に応じて権利制限の個別規定を追加していく必要がある。

1. コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方について

問題の所在

- 映像の視聴・プログラムの実行といったアクセスを技術的にコントロールする手段(アクセス・コントロール)を回避する機器の頒布等に関連する経済的損失は、違法コンテンツのダウンロード等と相まって、拡大しており、これを防止するための措置を講じるべきではないか。

(例)回避装置によるゲームソフトの被害



検討結果

現行制度の実効性の検証を行い、コンテンツの経済的価値を損なうような行為については、国民の適切な情報アクセスの機会の確保や国際的な動向にも留意しつつ、規制の在り方を見直し、違法ソフトの蔓延を防止するための何らかの措置を講ずることが必要である。

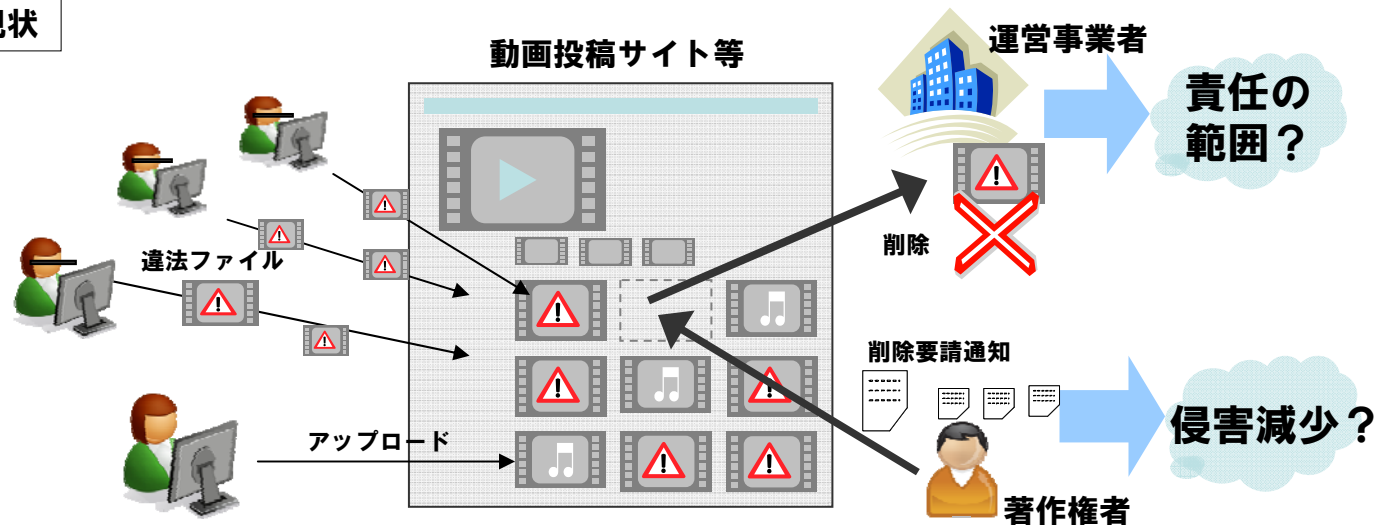
2. インターネット・サービス・プロバイダの責任の在り方について

問題の所在

- ネット上の著作権侵害行為の発生時においてインターネット・サービス・プロバイダが負う損害賠償責任はプロバイダ責任制限法※により、一定の範囲で免責されている。
- しかし、動画投稿サイトや携帯電話の「着うた」違法サイトなどを通じたネット上での新しいタイプの著作権侵害が増大しており、プロバイダの責任の在り方が問題となっている。
- このため、著作権侵害の対策及び健全な通信サービスの運営の観点から、プロバイダ責任制限法や著作権法を見直し、新たな方策を講じるべきではないか。

※特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

現状



検討結果

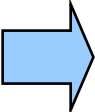
プロバイダと権利者等による自主的な取組を発展させることと併せて、制度上の見直しについても検討を行い、実効性のある方策を構築することが必要。例えば、① 著作権侵害防止の観点から、動画投稿サイト等特定のプロバイダには、合理的な範囲で標準的なレベルの技術的な侵害防止措置の導入を義務付けること ② 著作権侵害防止措置を導入していること等一定の要件を満たす事業者は、損害賠償請求や差止請求などを受けないこととする明確な免責規定を設けることが考えられる。

3. 著作権法におけるいわゆる「間接侵害」への対応について

問題の所在

- 近年のデジタル技術やネットワーク技術の発展により、コンテンツの利用に関する利便性を向上させるような様々なサービスや機器が登場しているが、そのようなサービス等を提供する行為の中には、従来では見られなかった侵害行為の幫助的な行為も存在する。一方、現行の著作権法には、このような行為への差止請求に関する明確な規定はなく、従来の裁判例においても一致した認識があるとは言い難い。
- このため、ユーザーの著作権侵害を助長するような行為を抑制し、かつ、新たなサービス等を提供する者の予見可能性を確保するための制度的な対応が必要ではないか。

検討結果



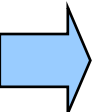
誰が侵害者であるかという著作権上のいわゆる「間接侵害」の明確化に関する検討を早急に進め、行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等が必要である。

4. 国際的な制度調和等について

問題の所在

デジタル化やインターネットの普及により、著作物は容易に国境を越えて流通するようになり、国境を越えた著作権侵害も急速に増大している。しかし、インターネットにおける著作物の流通は、権利者、発信者、プロバイダ、サーバーなどの関係者が世界各国にまたがっている上、各国の法制度は異なっており、著作権者が権利執行を行うことは容易ではない。このため、著作権侵害に関する司法救済等の国際的な制度調和を進めるべきではないか。

検討結果

- 
- 国際裁判管轄の問題については、国内法の整備に向けた検討が進められているところであり、これを踏まえ、準拠法も含めた今後の国際的な制度調和を図っていくことが必要である。
 - 一方、海外における侵害対策については、現在、関係国・地域と協議が行われている「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）（仮称）」の早期実現に向けた取組を進めるとともに、海外の政府や事業者に対し、関係省庁と民間が連携して日本のコンテンツの適正な保護に向けた制度面・運用面での改善を行うよう引き続き積極的に働き掛けることが必要である。